

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第14条の7」の次に「及び第14条の7の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び法第72条の3の2第1項」を加える。

第13条の4中「に規定する被保険者均等割額」を「の規定により算定した額」に改める。

第14条の2中「第14条の7」の次に「及び第14条の7の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び法第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の7の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第14条の7の3を第14条の7の4とし、第14条の7の2を第14条の7の3とし、第14条の7の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第14条の7の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の規定により算定した額又は第13条の4に規定する被保険者均等割額（前条第1

項の規定による保険料の減額の対象となる世帯に属する未就学児にあっては、当該額から政令第29条の7第5項第3号の規定により算定した額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に10分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。この場合において、政令第29条の7第5項第3号の規定により算定した額又は被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により減額する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の算定について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の4」とあるのは「第14条の2の4又は第14条の2の7」と読み替えるものとする。

附則第11項中「第14条の7の2」を「第14条の7の3」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険の保険料率において未就学児に係る均等割額を軽減することとされたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。